

重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問（介護予防）看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年豊中市条例第69号）及び「豊中市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成24年豊中市条例第73号）に基づき、指定（介護予防）訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 iena
代表者氏名	代表取締役 青柳 綾子
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	豊中市中桜塚4丁目14番13号 電話 06-6842-7425 ファックス 06-6842-7426
法人設立年月日	令和4年2月7日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	イエナ訪問看護ステーション
介護保険指定 事業所番号	2764091175
事業所所在地	豊中市中桜塚4丁目14番13号
連絡先 相談担当者名	電話 06-6842-7425 ファックス 06-6842-7426 青柳 綾子
通常の事業実施地域	豊中市 吹田市 箕面市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人権を尊重し、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の利用者の立場に立った適切な 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	〈指定訪問看護の運営の方針〉 利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において自立した日常生活と営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 〈指定介護予防訪問看護の運営の方針〉 利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において自立した日常生活と営むことが出来るように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日（祝日含む） ただし、12月30日から1月3日までを除く。
営業時間	午前9時から午後5時

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から土曜日（祝日含む） ただし、12月30日から1月3日までを除く。
サービス提供時間	午前9時から午後5時

(5) 事業所の職員体制

管理者	（保健師）青柳 綾子
-----	------------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 主治の医師の指示に基づき適切な指定（介護予防）訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 （介護予防）訪問看護計画書及び（介護予防）訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	常勤1名 （看護職員と兼務）
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定（介護予防）訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して（介護予防）訪問看護計画書及び（介護予防）訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく（介護予防）訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明し同意を得ます。 3 利用者へ（介護予防）訪問看護計画を交付します。 4 訪問日、提供した看護内容等を記載した（介護予防）訪問看護報告書を作成します。 5 指定（介護予防）訪問看護の実施状況の把握及び（介護予防）訪問看護計画の変更を行います。 6 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 7 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 8 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ります。 	常勤5名以上 （うち1名は管理者と兼務）
理学療法士等	（介護予防）訪問看護計画に基づき、指定（介護予防）訪問看護サービスの一環としてリハビリを提供します。	常勤5名以上
看護職員 看護師	（介護予防）訪問看護計画に基づき、指定（介護予防）訪問看護のサービスを提供します。	常勤2名以上
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	非常勤1名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
(介護予防) 訪問看護 計画の作成	<p>主治の医師の指示並びに利用者に係る（介護予防）居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（介護予防サービス計画）（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた（介護予防）訪問看護計画を作成します。</p> <p>計画書及び報告書の作成にあたっては、（介護予防）訪問看護サービスの利用開始時及び利用者の状態の変化等に合わせ、定期的な看護職員による訪問により利用者の状態の適切な評価を行う必要があります。</p> <p>その為、理学療法士等によるリハビリテーションを中心としたものである場合においても利用者の状態の評価の為、定期的に看護職員による訪問を実施します。</p>
(介護予防) 訪問看護 の提供	<p>（介護予防）訪問看護計画に基づき、（介護予防）訪問看護を提供します。</p> <p>具体的な（介護予防）訪問看護の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 病状・障害の観察 2 清拭・洗髪等による清潔の保持 3 食事及び排泄等日常生活の世話 4 床ずれ予防・処置 5 リハビリテーション 6 ターミナルケア 7 認知症患者の看護 8 療養生活や介護方法の指導 9 カテーテル等の管理 10 その他医師の指示による医療処置

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

※ 指定訪問看護ステーションの場合

※ 1割負担

令和6年6月～

サービス提供回数 サービス提供時間帯	20分未満		30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間（看護師）	3,403円	340円	5,105円	510円	8,921円	892円	12,227円	1,222円
昼間（准看護師）	3,063円	306円	4,595円	459円	8,029円	802円	11,004円	1,100円

※ 2割負担

サービス提供回数 サービス提供時間帯	20分未満		30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間（看護師）	3,403円	680円	5,105円	1,021円	8,921円	1,784円	12,227円	2,445円
昼間（准看護師）	3,063円	612円	4,595円	919円	8,029円	1,605円	11,004円	2,200円

※ 3割負担

サービス提供回数 サービス提供時間帯	20分未満		30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間（看護師）	3,403円	1,020円	5,105円	1,531円	8,921円	2,676円	12,227円	3,668円
昼間（准看護師）	3,063円	918円	4,595円	1,378円	8,029円	2,408円	11,004円	3,301円

理学療法士等による訪問の場合

サービス提供回数 サービス提供時間帯	1日に2回までの場合		1日に2回を超えて行う場合	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間（理学療法士等）※1割負担	3,186円	318円	2,861円	286円
昼間（理学療法士等）※2割負担		637円		572円
昼間（理学療法士等）※3割負担		955円		858円

※理学療法士等の訪問回数が看護師の訪問回数を上回る場合、理学療法士等の訪問単位数を減算

※早朝・夜間・深夜の訪問は加算(割増)の対象になる場合があります

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

早朝・夜間：1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を加算

深夜：1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を加算

※ 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合

利用者の介護度	要介護1～4の利用者		要介護5の利用者	
	利用料	利用者負担	利用料	利用者負担
(看護師) ※1割負担	32,097円	3,209円	40,769円	4,076円
(看護師) ※2割負担	32,097円	6,419円	40,769円	8,153円
(看護師) ※3割負担	32,097円	9,629円	40,769円	12,230円

※ 准看護師による場合は90/100で算定

※ 月の途中で開始または中止になった場合は日割りで算定

※ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合

※ 1割負担

令和6年6月～

サービス提供回数 サービス提供時間帯	20分未満		30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間(看護師)	3,284円	328円	4,888円	488円	8,606円	860円	11,815円	1,181円
昼間(准看護師)	2,956円	295円	4,399円	439円	7,746円	774円	10,634円	1,063円

※ 2割負担

サービス提供回数 サービス提供時間帯	20分未満		30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間(看護師)	3,284円	656円	4,888円	977円	8,606円	1,721円	11,815円	2,363円
昼間(准看護師)	2,956円	591円	4,399円	879円	7,746円	1,549円	10,634円	2,126円

※ 3割負担

サービス提供回数 サービス提供時間帯	20分未満		30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間(看護師)	3,284円	985円	4,888円	1,466円	8,606円	2,581円	11,815円	3,544円
昼間(准看護師)	2,956円	886円	4,399円	1,319円	7,746円	2,323円	10,634円	3,190円

理学療法士等による訪問の場合

サービス提供回数 サービス提供時間帯	1日に2回までの場合		1日に2回を超えて行う場合	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間(理学療法士等) ※1割負担	3,078円	307円	2,770円	277円
昼間(理学療法士等) ※2割負担		614円		554円
昼間(理学療法士等) ※3割負担		921円		831円

※ 理学療法士等が利用開始日の属する月から12か月を超えて指定介護予防訪問看護を行った場合は

1回につき5単位を減算

※ 理学療法士等の訪問回数が看護師の訪問回数を上回る場合、理学療法士等の訪問単位数を減算

※早朝・夜間・深夜の訪問は加算(割増)の対象になる場合があります

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

早朝・夜間：1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を加算

深夜：1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を加算

加算	利用料	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)	算定回数等
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	6,504円	650円	1,300円	1,951円	1月に1回
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	6,222円	623円	1,245円	1,867円	
特別管理加算(Ⅰ)	5,420円	542円	1,084円	1,626円	1月に1回
特別管理加算(Ⅱ)	2,710円	271円	542円	813円	
初回加算(Ⅰ)	3,794円	379円	758円	1,138円	初回のみ
初回加算(Ⅱ)	3,252円	326円	651円	976円	初回のみ
退院時共同指導加算	6,504円	651円	1,301円	1,952円	1回当たり
ターミナルケア加算	27,100円	2,710円	5,420円	8,130円	死亡月
専門管理加算	2,710円	271円	542円	813円	1月に1回
複数名訪問看護加算(Ⅰ)	2,753円	276円	551円	826円	1回当たり (30分未満)
	4,357円	436円	872円	1,308円	1回当たり (30分以上)
複数名訪問看護加算(Ⅱ)	2,178円	218円	436円	654円	1回当たり (30分未満)
	3,436円	344円	688円	1,031円	1回当たり (30分以上)
長時間訪問看護加算	3,252円	326円	651円	976円	1回当たり
サービス提供体制強化加算	65円	7円	13円	20円	1回当たり

※①当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者(②に該当する場合を除く)又は当事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、訪問看護を行った場合は上記金額の90/100となります。

②当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の建物に居住する利用者に対し、訪問看護を行った場合は上記金額の85/100となります。

※サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画(介護予防サービス計画)及び(介護予防)訪問看護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画(介護予防サービス計画)の変更の援助を行うとともに(介護予防)訪問看護計画の見直しを行います。

※緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合に加算します。なお、同意書面は別添のとおりです。

※特別管理加算は、指定（介護予防）訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る）に対して、指定（介護予防）訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです
特別管理加算（Ⅰ）は①に、特別管理加算（Ⅱ）は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態② 在宅自己腹膜灌流指導加算、在宅血液透析指導加算、在宅酸素療法指導、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態④ 真皮を超える褥瘡の状態⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態 |
|--|

※ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に加算します。

※「その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、他系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態② 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態 |
|---|

※初回加算は新規に（介護予防）訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。なお、退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。

※退院時共同指導加算は入院若しくは入所中の者に対し、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。なお、初回加算を算定する場合は算定しません。

※看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。

※複数名訪問看護加算Ⅰは、二人の看護師等（両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。）が同時に（介護予防）訪問看護を行う場合（利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等）に加算し、複数名訪問看護加算Ⅱは、看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を行う場合に加算します。

※長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。

※看護体制強化加算は医療ニーズの高い利用者への指定(介護予防)訪問看護の提供体制を強化した場合に加算します。

※主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による提供となります。

※地域区分別(4級地)の単価を含んでいます。

※利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に、利用者負担額を除いた居宅介護サービス費の支給申請を行ってください。

4 その他の費用について

交通費	<p>利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。</p> <p>なお、自動車を使用した場合は次の額とします。但し、タクシー利用の場合は実費額とします。</p> <p>(1)通常の事業の実施地域を越えてから、片道3キロメートル未満：無料</p> <p>(2)通常の事業の実施地域を越えてから、片道3キロメートル以上：300円(税込み)</p>
キャンセル料	<p>事前の連絡なく利用をキャンセルする場合、1回3,000円のキャンセル料を請求致します。</p>

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 2 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日に発行します。
利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者指定口座からの自動振替によりお支払い下さい。 2 お支払いの確認をされましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡します。必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

※利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払期日から2日以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いがない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護職員の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	ア	相談担当者氏名	(氏名) 青柳綾子
	イ	連絡先電話番号	06-6842-7425
		同ファックス番号	06-6842-7426
	ウ	受付日及び受付時間	月～土 午前9時から午後5時

※ 担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者等が作成する「居宅サービス計画（介護予防サービス計画）（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「（介護予防）訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「（介護予防）訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「（介護予防）訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「（介護予防）訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者等の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	保健師 青柳 綾子
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたとされる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (7) 虐待を防止するために委員会を設置し、従業者に定期的な研修を実施しています。
- (8) 虐待防止に関する指針を整備しています。

9 身体的拘束等の原則禁止について

- (1) 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはなりません。
- (2) 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとします。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイダンス」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
<p>② 個人情報の保護について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

11 緊急時の対応方法について

- (1) サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- (2) 利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また、利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社

12 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定（介護予防）訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定（介護予防）訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者等及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「（介護予防）訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者等に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者等に送付します。

15 サービス提供の記録

- (1) 指定（介護予防）訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 指定（介護予防）訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その完結の日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- (4) 提供した指定（介護予防）訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

16 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定（介護予防）訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17 指定（介護予防）訪問看護サービス内容について

このサービス内容は、あなたの（介護予防）居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

- (1) （介護予防）訪問看護計画最終確認者
氏名 青柳 綾子（連絡先：06-6842-7425）

18 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理に体制及び手順

- 1) 提供した指定（介護予防）訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記すとおり）
- 2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じ訪問を実施し、聞き取りや事情の確認を行います。
 - ・ 管理者は、訪問スタッフに事実関係の確認を行う。
 - ・ 相談担当者は把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する。
 - ・ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。時間を要する内容も、その旨を翌日までには連絡する。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 イエナ訪問看護ステーション	所在地 豊中市中桜塚4丁目14番13号 電話番号 06-6842-7425 ファックス番号 06-6842-7426 受付時間 9:00～17:00（日曜・12/30～1/3 休み）
【豊中市の窓口】 豊中市 福祉部 長寿社会政策課 事業所指定係	所在地 豊中市中桜塚3丁目1番1号 市役所第二庁舎3階 電話番号 06-6858-2838 ファックス番号 06-6858-3146 受付時間 8:45～17:15（月～金、但し、祝日・12/29～1/3を除く）
【豊中市の窓口】 『話して安心、困りごと相談』	所在地 豊中市中桜塚3丁目1番1号 市役所第二庁舎3階 電話番号 06-6858-2815 ファックス番号 06-6854-4344 受付時間 9:00～17:15（月～金、但し、祝日・12/29～1/3を除く）
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常盤町一丁目3番8号中央大通F Nビル 電話番号 06-6949-5418 受付時間 9:00～17:00（月～金、但し、祝日・12/29～1/3を除く）

19 ハラスメント防止について

事業所は、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

20 業務継続計画の策定等について

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

21 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	-
実施した評価機関の名称	-
評価結果の開示状況	-

22 その他運営に関する留意事項

- (1) 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - 1) 採用時研修 採用後2ヵ月以内
 - 2) 継続研修 年5回以上
- (2) 事業所は、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- (3) 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (4) 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- (5) 事業所の従業員に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供をさせないものとする。
- (6) 事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関する豊中市指定居宅サービス等基準条例及び豊中市指定介護予防サービス等基準条例で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

23 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------

上記内容について、豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年豊中市条例第69号)及び「豊中市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成24年豊中市条例第73号)利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	豊中市中桜塚4丁目14番13号
	法人名	株式会社 iena
	代表者名	代表取締役 青柳 綾子
	事業所名	イエナ訪問看護ステーション
	説明者氏名	青柳 綾子

上記内容の説明を事業者から確かに受領しました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人 続柄 ()	住所	
	氏名	